

障害者総合支援法の改正について ～何がどう変わったの？居住支援より～ グループホームへの一元化という制度改革と暮らしについて

平成 24 年の『障害者総合支援法』成立以降、改正内容が施行されています。今年 4 月に改正された主な内容は 3 つです。

- (1) 障害支援区分の創設
- (2) 重度訪問介護サービスの対象者拡大
- (3) ケアホームとグループホームの一元化等

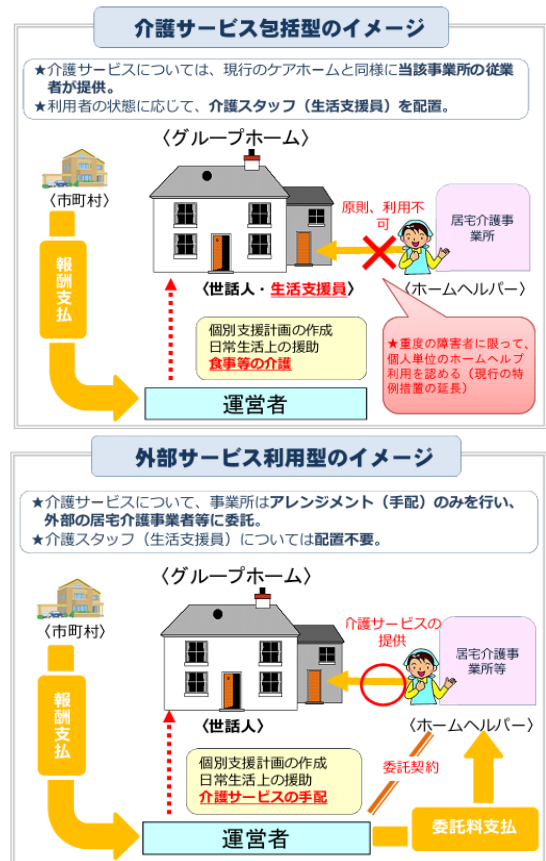
●グループホームへの一元化について

これまで、「ケアホーム」(身体介護や日常生活上の支援を受けて地域で暮らす)と、「グループホーム」(相談や日常生活上の援助を受けて暮らす)が、住まいにおける障害福祉サービスとして提供されてきました。今回「グループホーム」に一元化された背景に、生活基盤となる住まいの場が拡大しない現状と、障がい者の高齢化や重度化が進み、介護サービスを提供するニーズが高まっていることが挙げられます。一元化後の「グループホーム」は、介護サービスが必要な人と必要ない人が混在して利用することになり、利用者個々のニーズに応じてサービスを提供する形態になります。

●居宅介護事業所との連携が可能に?!

制度改革により事業所は 2 つの形態に分けられました。世話人や生活支援者を雇用して運営する「介護サービス包括型」と、ホームヘルパーなどを利用して運営する「外部サービス利用型」です。これまでグループホームのみを行ってきた事業所にとっては、介護サービスを提供することで報酬単価が上がり、サービス内容に応じた収入に繋がります。また外部委託が可能になったことで、専門的な人材確保によるサービス提供に期待がかかる一方で、全体的なヘルパー

人材の不足や、事故発生時の責任の所在等の懸念も上がっています。



<資料：厚生労働省 HP より>

●主体は「人」。その人の暮らしを中心に

制度改革の度に、煩雑な事務手続きに追われる福祉の現場ですが、請求事務に神経を使うあまり、暮らしの主体である障がいのある人たちが置き去りにされることは無いでしょうか。人の暮らしに関わる以上、年齢や生活環境による支援内容の変化は当たり前のことです。制度が対象者やサービスを定めるのではなく、人を中心に必要なサービスやシステムを一緒に考えて作っているのでしょうか。制度改革の途上にあるこの時期に、少し立ち止まって考えてみませんか。

(えびす・ぱれっとホーム施設長 菅原睦子)